

(平成23年3月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 7件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から61年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る国民年金の加入記録及び納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間のうち昭和59年4月から61年3月までの保険料は、口座振替により納付したはずである。

また、口座振替開始前の何年か分の保険料は、「未納のお知らせ」及び納付書が送られてきたので、妻が社会保険事務所（当時）に出向き納付したと記憶している。

このため、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和59年4月から61年3月までの期間について、申立人が所持する自身名義の預金通帳には、口座振替による保険料納付が確認できる。

また、当該期間については、同居家族のうち申立人の長弟も保険料を納付していることから、当該長弟に聴取したものの、申立人の預金口座から保険料を納付した旨の証言は得られない上、当該口座振替による納付済保険料が申立人のものではないことを示す関連資料も見当たらない。

2 申立期間のうち昭和54年4月から59年3月までの期間について、申立人

は、口座振替による保険料納付の開始時期を記憶していない上、当該開始時期を確認できる関連資料も見当たらない。

また、申立人は、口座振替開始前の保険料について、申立人及びその母の納付書と一緒に送付されたのを契機として、申立人の妻が社会保険事務所に outward 納付したとしているものの、申立人から提出されたその母の当該納付書は、昭和 61 年 6 月 11 日に発行されたことが確認でき、この時点では、当該期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、当該期間の保険料を納付したとする申立人の妻は、納付金額を記憶していない。

加えて、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から同年9月までの期間及び63年8月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から同年9月まで  
② 昭和63年8月から同年9月まで

年金記録問題が話題となり、自身の年金記録が不安となったことから、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①及び②の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間の保険料は、私が経営する会社の従業員に納付書を渡し、納付を任せていた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の保険料を納付したとする申立人の経営する会社の従業員は、保険料の納付状況を具体的に証言しており、その内容には不自然さが無い上、申立人の申立期間①及び②を含む自身の国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、納付意識が高かったものと認められる。

さらに、申立期間①及び②の合計月数は8か月と短期間である上、その前後の期間の保険料が納付済みであることを考慮すると、納付意識の高い申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月から54年3月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続については、記憶が定かではないものの、保険料は、父が納付してくれたはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、総括払出簿及びA市役所作成の国民年金被保険者台帳により、昭和54年1月24日頃に払い出されたものと確認でき、この時点では、申立期間のうち53年4月から54年3月までの保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立人に係るA市役所作成の被保険者名簿には、昭和53年4月の納付記録欄に「令書発行」のゴム印が押されていることから、申立人に対して昭和53年度に係る現年度納付書が発行された可能性が高い上、申立期間当時に申立人が居住していた地域には、国民年金委員が委嘱され、現年度保険料の集金が行われていたことが国民年金委員名簿により確認できる。

さらに、申立人の両親は、制度発足当初から国民年金に加入し、満60歳までの加入期間の保険料を全て納付していることから、納付意識が高かったものと認められ、納付意識の高い申立人の父が申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時点(昭和54年1月)において現年度納付が可能であった昭和53年4月から54年3月までの保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

一方、申立期間のうち昭和52年3月から53年3月までの保険料は、国民年金手帳記号番号の払出時点において過年度納付を行うことが可能であったものの、申立期間の保険料を納付したとする申立人の父は既に亡くなっており、申立人及びその母も過年度納付手続及び納付金額を申立人の父から聞いていないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から49年3月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、20歳になった昭和46年\*月頃に国民年金の加入手続きを行い、保険料は母名義の預金口座から口座振替により納付していたと記憶している。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の保険料を口座振替により納付したとしているものの、A市役所作成の広報紙等により、同市における国民年金保険料の口座振替開始時期は昭和49年11月以降であったことが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿により、50年6月頃に払い出されたものと推認できることから、申立人の口座振替開始時期は、同年6月以降であったと考えられる。

また、A市役所作成の被保険者名簿により、申立期間直後の昭和49年4月から50年3月までの保険料は、同年8月22日に過年度納付されたことが確認できる上、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時点（昭和50年6月頃）では、申立期間のうち48年4月から49年3月までの保険料を過年度納付することが可能である。

さらに、申立期間当時、申立人と同居していたその妹は、「婚姻前の保険料は全て母が納付していた。」としていることから、口座振替開始前の申立人の保険料については、申立人の母が送付された納付書により納付していた

ものと考えられる。

加えて、申立人の母は、制度発足当初から国民年金に加入し、60歳までの加入期間の保険料をおおむね納付していることから、納付意識が比較的高かったものと認められ、納付意識の比較的高い申立人の母が、申立期間のうち過年度納付が可能であった昭和48年4月から49年3月までの保険料を納付したと考えても不自然ではない。

- 2 一方、申立期間のうち昭和46年12月から48年3月までの保険料は、国民年金手帳記号番号の払出時点では時効により納付することができない上、この当時、当該期間の保険料を特例納付により納付することは可能であったものの、申立人は、遡及納付の記憶が無い上、その母も既に亡くなっていることから、具体的な納付状況が不明である。

また、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年6月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、昭和51年4月に会社を退職し、すぐには国民年金に加入しなかったものの、A市役所の広報紙か何かで保険料を遡って納付できることを知り、同市役所において国民年金の加入手続を行い、3年分の未納保険料を遡って一括納付したと記憶している。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付している上、婚姻後も国民年金に任意加入するなど、納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人は、A市役所の広報紙等により保険料を遡って納付できることを知ったとしているところ、事実、昭和53年及び54年当時の同市の広報紙には、特例納付に関する記事が掲載されている。

さらに、申立人は、A市役所のホールに設けられた特設テーブルにおいて3年分の未納保険料を遡って一括納付したとしているところ、事実、A市役所は、「B社会保険事務所（当時）が昭和54年10月29日に市役所内において移動相談所を開設していた。」と回答している上、日本年金機構Cブロック本部D事務センターは、「国民年金における移動相談の主たる目的は保険料の収納であり、当時、特例納付が可能な時期であったことから、特例納付及び過年度納付に係る保険料を収納していたと思われる。」と回答している。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号総括払出

簿により、昭和54年9月18日に払い出されたことが確認できる上、申立人は、A市役所作成の国民年金被保険者名簿により、上記移動相談所の開設された同年10月29日に時効直前の52年7月から54年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できる。

その上、これらの周辺事情を考慮すると、申立内容には全体を通じて信憑<sup>びよう</sup>性が認められることから、納付意識の高い申立人が特例納付の可能であった申立期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月から8年3月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間及びその前後の期間の保険料は、同居の母が姉の分と一緒に納付してくれたはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

また、申立人及びその姉の保険料を納付したとする申立人の母は、法定免除期間を除く自身の国民年金加入期間の保険料を全て納付している上、申立人の姉についても、9か月分の保険料を過年度納付するなど申立人の申立期間を含む国民年金加入期間の保険料を全て納付していることから、申立人の母の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により平成8年3月頃に払い出されたものと推認でき、この時点では、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であった上、6年9月から7年7月までの保険料を過年度納付していること及び8年4月以降の保険料を全て前納により納付していることを考慮すると、納付意識の高い申立人の母が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から53年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続は、会社退職後の昭和47年11月頃に養父が行ってくれた。また、保険料は、地域の婦人会の方が集金に来ていたので、私が自分自身、妻及び養父母の分を毎月一緒に納付していた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は65か月と長期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、昭和53年7月頃に払い出されたものと推認でき、この時点では、申立期間の保険料を過年度納付及び第3回特例納付により遡及納付することが可能であったものの、申立人は、申立期間の保険料を遡及納付した記憶が無いとしている。

また、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその養父は、加入手続に関する記憶が無い上、申立人の保険料を遡及納付した記憶も無いとしている。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から60年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から60年8月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

昭和57年10月に厚生年金保険適用事業所を退職し、自営業を始めるとともに、A市役所において国民年金の再加入手続を行った。

昔のことなので当時のことはよく覚えていないが、当時の確定申告書控があるので、私が申立期間の保険料を納付していたことを調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の再加入手続及び申立期間の保険料納付の記憶が曖昧である上、自身が所持する昭和57年から60年までの確定申告書控には、申立期間の国民年金保険料の納付をうかがわせる金額等の記載が確認できない。

また、申立人は、オンライン記録により、昭和60年9月13日を資格取得日として国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間は国民年金の任意未加入期間であることから、制度上、保険料を遡及納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 新潟国民年金 事案 1263 (事案 982 の再申立)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から48年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和42年10月から50年3月までの納付事実が確認できないとの回答を受け取ったので、年金記録確認第三者委員会に確認申立てを行った。

その結果として、新潟行政評価事務所長から平成22年4月1日付けで、上記期間のうち昭和48年4月から50年3月までの期間について訂正の必要があるとの回答を受け取った。

私は、当時、上記申立期間の保険料を一括して納付することができる資力があり、今回それを証明する資料として自宅購入に係る昭和50年6月30日付けの領収証(785万円)を提出するので、再審議をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、申立人が1万円程度の保険料を納付したところ、国民年金手帳記号番号の払出時点(昭和50年6月頃)において申立期間のうち過年度納付が可能であった昭和48年4月から50年3月までの期間については保険料納付に必要な金額とおおむね一致するとし、一方、42年10月から48年3月までの期間については特例納付による方法でしか保険料を納付することができず、申立人は納付金額、納付場所など納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、特例納付したことをうかがわせる事情は見当たらないとする、既に当委員会の当初の決定に基づく平成22年4月1日付けの通知が行われている。

申立人は、自宅購入に係る昭和50年6月30日付けの領収証(785万円)を新たに提出し、申立期間の保険料を納付することができる資力があつたと主張

しているものの、当該領収書からは申立期間の保険料を納付したものと判断することができない上、今回の申立てにおいて申立期間の保険料納付をうかがわせる新たな証言も無いことなど、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から52年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から52年11月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る国民年金の加入事実及び納付記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和50年3月末に勤めていた会社を辞め、郷里のA町（現在は、B市）に帰った後、同年7月からC市D区の研究所に見習いとして勤め始めた。その頃、国民年金保険料の納付書が届き、過去の未納分として6,000円ぐらいの金額を郵便局において納付した。その後は、納付書の納付単位（1年分を3期か4期に分けてあった。）ごとに3,000円ぐらいの金額を同じ郵便局において納付した。

このため、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続を自身で行った記憶が無い上、手続を行った者、時期及び場所は不明であるとしている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、昭和53年6月1日を資格取得日として同年6月頃に払い出されたものと推認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、納付書が発行されず保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、所持する年金手帳（国民年金の資格取得日が昭和53年6月1日と記載）以外に年金手帳を交付された記憶が無い上、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から57年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る国民年金の加入記録及び保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金には、20歳になった昭和53年\*月頃に加入し、申立期間の保険料は妻が納付していた。

昭和55年10月1日に資格喪失した記憶は無く、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻は、自身及び申立人に係る国民年金の手続及び保険料納付を全て自身が行っていたものの、申立期間に係る手続及び保険料納付の記憶は不確かであるとしている。

また、申立人は、昭和55年10月1日に国民年金被保険者資格を喪失した記憶は無いとしているものの、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、同資格の喪失日が55年10月1日、再取得日が57年4月1日と記載され、申立期間が未加入期間であることが確認できる上、資格喪失日(昭和55年10月1日)の記載箇所には「55.11.11」及び「A市」のゴム印が押されていることから、55年11月11日にA市役所において資格喪失の手続が行われた可能性が高い。

さらに、申立人の妻の年金手帳には、申立人と同様に国民年金被保険者資格の喪失日が昭和55年10月1日、再取得日が57年4月1日との記載がある上、オンライン記録においても、申立人の妻は、55年10月1日から57年4月1日

まで厚生年金保険に加入していたことが確認でき、申立期間は申立人が国民年金の任意加入の対象となる期間であることから、資格喪失手続が行われたとしても不自然ではない。

加えて、申立期間は、国民年金の未加入期間であることから、納付書が発行されず保険料を納付することができなかったものと考えられる。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月から同年10月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、厚生年金保険の適用事業所を退職した平成8年7月頃、A市B地区事務所（現在は、A市C区役所D出張所）において国民年金及び国民健康保険の加入手続を併せて行い、申立期間の国民年金保険料も同地区事務所又は市内の金融機関において納付したと記憶している。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年7月頃に国民年金の加入手続を行ったとしているものの、オンライン記録により、同年11月から11年12月までの厚生年金保険の加入記録が12年2月に追加されたことが確認でき、これにより申立期間が未納期間として取り扱われることとなった。このことから、厚生年金保険の加入記録が追加される以前の申立期間は国民年金の未加入期間であり、納付書が発行されず保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、上記により申立人が国民年金被保険者資格を取得した平成12年1月時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない上、申立人も遡及納付の記憶が無いとしている。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続の際、国民健康保険の加入手続も併せて行ったとしているが、A市役所は、申立人の国民健康保険については平成12年1月17日の届出により11年12月29日付けの資格取得が確認できるものの、申立期間に係る加入記録は確認できないと回答している。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月から61年3月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

昭和61年4月にA社に入社し、初めて自分に国民年金の加入義務があることを職場の人から聞いて知った。

妻がB市役所に勤務していたこともあり、妻に私の国民年金加入手続及び申立期間の未納保険料をまとめて納付するよう依頼した。納付金額は12万円くらいと高額であったことから、印象深く覚えている。

このため、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人に係る加入手続及び保険料納付を行ったとするその妻は、当該加入手続及び納付時期に関する記憶が曖昧である上、申立人の主張する納付金額は、申立期間の保険料の合計金額と相違している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、昭和61年4月1日を資格取得日として62年4月頃に払い出されたものと推認できる上、B市役所作成の被保険者名簿及び申立人の所持する年金手帳においても国民年金の資格取得日が61年4月1日であることが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、納付書が発行されず保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出

された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。